

青警本地第20号
平成26年4月10日

各 警 察 署 長 殿

青森県警察本部長

山岳遭難防止対策の推進について

平成25年中の本県における山岳遭難については、死者5人(前年比-3人)、行方不明者3人(前年比+1人)、負傷者12人(前年比-4人)、救助者40人(前年比-12人)の50件60人(前年比-15件-18人)で推移し、前年に比較して遭難件数、遭難者数とも減少しているものの、引き続き山岳遭難の発生が懸念されることから、各警察署にあっては、下記事項に配意し、地域の実情に即した山岳遭難防止対策を推進されたい。

記

1 遭難防止に当たって配意すべき事項

(1) 過去における山岳遭難発生実態の分析検討

山岳遭難防止に向けた具体的対策を策定する際は、過去における山岳遭難事例等を踏まえ、多角的な分析を行うこと。

(2) 実態把握、登山道等の整備

管内の山岳遭難多発地域の地形、登山道、遭難防止掲示等の実態を的確に把握するとともに、関係機関・団体等と連携を図り、浮き石の除去等による登山道の整備のほか、登山口及び登山コースの要所に登山道、危険箇所等を明示した登山指導標の設置を働き掛けるなど、遭難防止掲示板等の整備拡充に努めること。

(3) 広報活動の推進

ア マスメディアの活用

山岳遭難防止に係る過去の遭難事例紹介のほか、遭難の原因及び防止策について、マスメディアを活用した効果的な広報啓発を推進すること。

また、山岳地帯を管轄しない警察署においても、山岳遭難防止に係る広報啓発活動の推進に努めること。

イ 中高年登山者に対する遭難防止対策の強化

近年における山岳遭難の特徴として、中高年登山者の占める割合が高いことが挙げられることから、山岳遭難防止に係る広報内容については、中高年者を対象とした重点広報に配意すること。

(4) 安全登山の指導

登山道等におけるパトロールを強化するとともに、登山者が集中する登山口付近等において、携帯電話等の通信手段の確保の指導、危険箇所の教示、その他安全登山についての現場指導を行うこと。また、春山登山においては、トレッキング等を楽しむツアー登山者が認められることから、山岳会、スポーツ店等のツアー登山企画者等に対する指導を徹底すること。

(5) 登山計画書の作成及び提出勧奨

登山者に対しては、安全登山の意識付けはもちろんのこと、事故等発生時における迅速、適正な対応を念頭に、あらゆる機会をとらえて登山計画書の警察等への提出のほか、所属山岳会・家族等への連絡を勧奨すること。

また、登山計画書の提出を促進するため、登山口等への登山ポストの設置を関係機関に働き掛けること。

2 遭難発生時の適切な措置

(1) 事案発生時において、迅速な搜索救助活動を行い得るよう、自署の非常招集体制を確立するとともに、装備品の点検・整備等に万全を期すこと。また、県警へリ「はくちょう」を活用した搜索救助活動に配慮するとともに、関係機関・団体と密接な連携を図ること。

(2) 救助等活動に際しては、現場指揮体制を明確にするとともに、装備資機材の有効活用を図るなどして、二重遭難等の事故防止に配慮すること。

3 その他

山岳遭難・熊出没情報については、[アピーネットブラウザ]に掲載されている[地域 HyperPage地域安全]における「熊関係事案概況」、「山岳遭難発生状況」を参考とすること。

本件担当

地域安全係